

定 例 教 育 委 員 会 議 案 等 の 概 要

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
報告 1	1 件 名 茨城県県立学校の働き方改革のためのガイドラインの改訂について 2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に伴い、茨城県県立学校の働き方改革のためのガイドラインを改訂することについて説明するもの 3 内 容 (1) 条例に基づく業務量管理・健康確保措置実施計画への位置づけ (2) 時間外在校等時間に関する数値目標の策定 (3) 教員の負担軽減に向けた新たな支援策の追加 4 提 案 課 学校教育部教育改革課	資料 番号 ①

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第65号議案	1 件 名 次期茨城県教育振興基本計画（いばらき教育プラン）について 2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 令和8年度以降の次期茨城県教育振興計画（いばらき教育プラン）について決定するもの 3 内 容 次期茨城県教育振興基本計画（いばらき教育プラン）の内容（次期県総合計画との一本化）について、説明する。 4 提 案 課 総務企画部総務課	資料 番号 ②

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第66号議案	1 件 名 茨城県教育庁組織規則の一部を改正する規則について 2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 教育庁の組織見直しに伴い、関係規則について所要の改正をしようとするもの 3 内 容 教育研修センターの所管課を高校教育課から教育改革課に変更すること等に伴い、関係課の分掌事務を整理するもの 4 提 案 課 総務企画部総務課	資料 番号 ③

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第67号議案	1 件 名 茨城県看護専門学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について 2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 茨城県立中央看護専門学校の看護学科を4年制化することに伴い、学校名を茨城県立看護大学校と改称するとともに学科の再編及び教育課程の改正など所要の改正をしようとするもの 3 内 容 ・中央看護専門学校の名称の変更及び学科の再編 ・題名の改正 ・教育内容の一部見直し及び授業科目名の変更等に伴う改正（教育課程の変更） ・その他所要の改正 4 提 案 課 総務企画部総務課	資料 番号 ④

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第68号議案	1 件 名 茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則について 2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 令和7年12月に行った給料表の改正及び一般職の給与条例の改正に準じて規則の改正をしようとするもの 3 内 容 （1）昇格時号給対応表の改正（別表第5） 令和7年12月に行った給料表の改正を踏まえ、職員が上位の級に昇格した場合の対応号給を定める表の一部を改正。 （2）その他所要の改正 一般職員の手当「初任給調整手当」見直しに伴う所要の改正 ・付則第9項 ・別表第1の1 現業職給料表（一）の備考2 4 施 行 日 公布の日 ただし、3（2）に係る改正は令和8年4月1日 5 提 案 課 総務企画部総務課	資料 番号 ⑤

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第69号議案	1 件 名 教職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令について 2 提案理由等（議案提出に至った背景等） - 赴任に伴う旅費のうち転居に係る費用（転居費）は、複数業者に見積りをさせ、最も経済的なものを選択する方法により算定した額としている。 - 引越繁忙期など、やむを得ない事由により複数業者から見積りを徴することが困難な場合等でも転居費を支給することができるよう、所要の改正を行うもの ※ 国の取扱いに準じて改正を行うもの 3 内 容 （1）転居費の調整に関する規定の新設 ア 引越繁忙期などで複数業者の見積り取得が困難な場合 → メタサーチサイト等で「対応可能業者が1者」と確認できる資料を提出すれば、当該運送に要する額を転居費の額とする。 イ 複数業者から見積りを取得したが、最も安価な業者を選ばなかった場合 → 最も安価な業者の見積額と実際の支払額を比較し、いずれか少ない額を転居費の額とする。 （2）その他所要の改正（条ずれ） 4 施行期日 令和8年4月1日 5 提 案 課 総務企画部総務課	資料 番号 ⑥

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第70号議案	1 件 名 茨城県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則について 2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行（令和8年4月1日）による公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）の全部改正に伴い、不要となる規則を廃止するもの 3 内 容 （1）改正の概要 茨城県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和53年茨城県教育委員会規則第7号）の廃止 茨城県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年茨城県教育委員会規則第6号）の廃止 （2）施行期日 令和8年4月1日 4 提 案 課 総務企画部総務課	資料 番号 ⑦

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第71号議案	1 件 名 茨城県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則について 2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行（令和8年4月1日）による公益信託二関スル法律（大正11年法律第62号）の全部改正等に伴い、所要の改正をしようとするもの 3 内 容 （改正の概要） 教育委員会の権限として留保する事務の整理（第2条関係） 4 提 案 課 総務企画部総務課	資料 番号 ⑧

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第72号議案	1 件 名 茨城県教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令について 2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 茨城県教育委員会事務委任規則（昭和40年茨城県教育委員会規則第7号）の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするもの 3 内 容 （1）茨城県教育委員会事務専決規程 条項の整理等 （2）茨城県教育委員会教育長事務委任規程 教育事務所長等に委任する事務の整理等 （3）茨城県教育庁等事務専決規程 教育庁の部長、課長及び課内室長が専決する事務の整理等 4 提 案 課 総務企画部総務課	資料 番号 ⑨

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第73号議案	1 件 名 茨城県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について 2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 茨城県教育委員会事務委任規則の一部改正に伴い、茨城県教育庁等職員健康審査会委員の委嘱又は任命を教育委員会が行うよう、所要の改正をしようとするもの 3 内 容 （改正の概要） 委員の委嘱又は任命を教育委員会の権限とする。 4 提 案 課 総務企画部総務課福利厚生室	資料 番号 ⑩

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第74号議案	1 件 名 茨城県教育支援委員会規則の一部を改正する規則について 2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 茨城県教育委員会事務委任規則の一部改正に伴い、茨城県教育支援委員会委員及び調査員の任命等を教育委員会が行うよう所要の改正をしようとするもの 3 内 容 （1）改正の概要 委員及び調査員の任命等を教育委員会の権限とする。 （2）施行期日 令和8年4月1日 4 提 案 課 学校教育部特別支援教育課	資料 番号 ⑪

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第75号議案	1 件 名 茨城県教職員健康審査委員会規則の一部を改正する規則について 2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 茨城県教育委員会事務委任規則の一部改正に伴い、茨城県教職員健康審査委員会委員の委嘱又は任命を教育委員会が行うよう、所要の改正をしようとするもの 3 内 容 （改正の概要） 委員の委嘱又は任命を教育委員会の権限とする。 4 提 案 課 学校教育部保健体育課	資料 番号 ⑫

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第76号議案	1 件 名 茨城県文化財保護指導委員規則の一部を改正する規則について 2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 茨城県教育委員会事務委任規則の一部改正に伴い、茨城県文化財保護指導委員の委嘱又は任命を教育委員会が行うよう、所要の改正をしようとするもの 3 内 容 （改正の概要） 委員の委嘱又は任命を教育委員会の権限とする。 4 提 案 課 総務企画部文化課	資料 番号 ⑬

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第77号議案	1 件 名 茨城県県立学校管理規則の一部を改正する規則について 2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 令和8年度から県立学校に事務長に相当する職として「事務統括」を配置すること及び茨城県教育委員会事務委任規則の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするもの 3 内 容 （1）改正の概要 ① 県立学校に事務長に相当する職（事務統括）を置く規定を整理する。 ② 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱を教育委員会の権限とする。 （2）施行期日 令和8年4月1日 4 提 案 課 学校教育部高校教育課 学校教育部保健体育課	資料 番号 ⑭

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第78号議案	1 件 名 事務統括の設置に関する規程について 2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 令和8年度から事務長の配置が困難な学校に事務長の職務を行う者として「事務統括」を配置することに伴い、新たに「事務統括の設置に関する規程」（教育委員会訓令）を制定しようとするもの 3 内 容 （1）訓令の概要 ① 事務長を置くことが困難な場合 ② 事務統括の設置 ③ 事務統括の職務 （2）施行期日 令和8年4月1日 4 提 案 課 学校教育部高校教育課	資料 番号 ⑮

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第79号議案	1 件 名 茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令について 2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 令和8年度から県立学校に事務長に相当する職として「事務統括」を配置すること及び県立高等学校改革プラン実施プランⅠ期（第1部）に基づく学校改編により勝田高等学校が閉校となることに伴い、所要の改正をしようとするもの 3 内 容 （1）改正の概要 ① 代決権や文書取扱主任としての役割を事務長に相当する職にある者（事務統括）に付与するなど権限を整理する。 ② 閉校する勝田高等学校の「学校を表示する記号」（文書に付す記号）を削除する。 （2）施行期日 令和8年4月1日 4 提 案 課 学校教育部高校教育課	資料 番号 ⑬